

目 次

津市告示

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

住民票の職権消除

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の廃止

津市議会臨時会の招集

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

公示送達

津市公告

津市森林整備計画の変更案の縦覧

犬の抑留

津市家庭児童相談システムの更新及び運用等に係るプロポーザルの実施

令和4年1月分津市農用地利用集積計画の決定

津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 1 3 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度の津市
営住宅に係る近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

令和 4 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 2 , 5 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 2 , 5 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 2 , 9 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 8 , 2 0 0 円
白塚団地 5 号館	3 9 , 2 0 0 円
一身田アパート	3 8 , 7 0 0 円
上浜町六丁目住宅	9 , 1 0 0 円
旭町 C B アパート	1 3 , 1 0 0 円
下部田簡耐住宅	9 , 0 0 0 円
大井アパート	2 4 , 8 0 0 円
大井住宅 A - 1 号から A - 1 2 号まで、A - 1 5 号 から A - 1 8 号まで、D - 1 号から D - 4 号まで、 D - 1 5 号から D - 2 0 号まで及び D - 2 3 号から D - 2 6 号まで	3 6 , 3 0 0 円
大井住宅 A - 1 3 号、A - 1 4 号、C - 1 7 号から C - 2 5 号まで、C - 2 7 号、C - 2 8 号及び D - 5 号から D - 1 4 号まで	3 6 , 9 0 0 円
大井住宅 B - 2 号から B - 1 1 号まで	3 8 , 4 0 0 円
大井住宅 B - 1 2 号から B - 2 7 号まで	3 8 , 6 0 0 円
大井住宅 C - 1 号から C - 1 6 号まで	3 7 , 7 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 4 , 9 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 7 , 5 0 0 円

高洲町アパート 3 号館	2 2 , 7 0 0 円
高洲町アパート 4 号館	2 4 , 6 0 0 円
高洲町アパート 5 号館	2 5 , 7 0 0 円
高洲住宅 3 番 1 号から 3 番 1 2 号まで、7 番 1 0 号から 7 番 1 6 号まで及び 1 0 番 9 号から 1 0 番 2 4 号まで	3 9 , 3 0 0 円
高洲住宅 6 番 1 号から 6 番 1 2 号まで、7 番 5 号から 7 番 8 号まで、7 番 1 7 号から 7 番 2 0 号まで、1 0 番 5 号から 1 0 番 8 号まで、1 1 番 1 号から 1 1 番 1 2 号まで、1 1 番 1 5 号から 1 1 番 2 2 号まで及び 1 4 番 1 号から 1 4 番 1 8 号まで	3 9 , 5 0 0 円
高洲住宅 7 番 1 号から 7 番 4 号まで、7 番 2 1 号から 7 番 2 4 号まで、1 0 番 1 号から 1 0 番 4 号まで、高洲住宅 1 8 番 1 号から 1 8 番 1 0 号まで、1 8 番 1 5 号から 1 8 番 4 1 号まで、1 8 番 4 3 号から 1 8 番 4 9 号まで及び 1 9 番 1 号から 1 9 番 6 号まで、1 9 番 7 号から 1 9 番 1 2 号まで、2 2 番 1 号から 2 2 番 1 2 号まで及び 2 3 番 1 号から 2 3 番 2 4 号まで	3 8 , 5 0 0 円
新町 2 号館アパート	1 6 , 3 0 0 円
新町 3 号館アパート	1 4 , 8 0 0 円
新町 4 号館アパート	1 4 , 8 0 0 円
千鳥アパート	4 2 , 3 0 0 円
阿漕 B 住宅	1 0 , 2 0 0 円
阿漕 C 住宅	1 0 , 2 0 0 円
阿漕 1 号館アパート	1 3 , 4 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 4 , 1 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 7 , 7 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 1 , 4 0 0 円
朝汐 1 号館アパート	1 1 , 3 0 0 円
朝汐 2 号館アパート	1 2 , 4 0 0 円
朝汐 3 号館アパート	1 3 , 0 0 0 円

藤水団地 1 号館	4 1 , 1 0 0 円
藤水団地 2 号館 1 0 1 号及び 1 0 2 号	4 4 , 2 0 0 円
藤水団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 2 号、3 0 1 号及び 3 0 2 号	3 9 , 4 0 0 円
上弁財団地 1 号館	5 0 , 8 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1 0 1 号から 1 0 3 号まで、2 0 2 号、3 0 2 号及び 4 0 2 号	4 2 , 2 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 3 号、3 0 1 号、 3 0 3 号、4 0 1 号及び 4 0 3 号	5 1 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 0 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 1 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 1 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 2 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 4 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 4 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 8 号館	1 5 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 5 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 5 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 5 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 7 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 1 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 2 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 4 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 5 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 7 号館	2 8 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 8 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 7 , 0 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 8 , 3 0 0 円
藤方団地 2 号館	2 9 , 7 0 0 円
藤方団地 3 号館	2 9 , 9 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 8 , 8 0 0 円

城山アパート	11,000円
西城山1号館アパート	14,800円
西城山2号館アパート	14,800円
西城山3号館アパート	15,300円
西城山4号館アパート	15,300円
西城山5号館アパート	15,200円
西城山6号館アパート	15,200円
小森団地1号館	45,800円
小森団地2号館	42,400円
高茶屋住宅	9,900円
里ノ上A住宅	9,200円
里ノ上B住宅	9,500円
雲出1号館101号、201号、206号、301号及び306号	67,000円
雲出1号館102号、105号、202号、205号、302号及び305号	67,700円
雲出1号館103号、104号、203号、204号、303号及び304号	72,200円
雲出1号館106号	69,500円
雲出2号館101号	71,700円
雲出2号館102号、107号、202号、207号、302号及び307号	69,900円
雲出2号館103号から106号まで、203号から206号まで及び303号から306号まで	74,700円
雲出2号館108号、201号、208号、301号及び308号	69,200円
野村団地	12,400円
野村東団地	11,700円
相川団地	13,500円
森団地1号から4号まで及び9号から12号まで	9,500円
森団地13号から24号まで	10,100円
森団地25号から32号まで	10,000円

森団地 33号から41号まで及び43号から57号まで	10,400円
森団地 58号から72号まで	12,000円
森団地 73号から79号まで	10,700円
森団地 80号から89号まで	11,100円
中町団地 A	26,400円
中町団地 B	28,600円
相川西団地 A	28,400円
相川西団地 B	36,400円
明神団地	34,600円
北口団地 A	36,800円
北口団地 B	39,700円
桃里団地 A	44,600円
桃里団地 B	52,200円
桃里団地 C	46,200円
桃里団地 D 101号及び107号	108,000円
桃里団地 D 102号から104号まで、202号から204号まで、302号から304号まで、402号から404号まで、502号から504号まで及び602号から604号まで	88,900円
桃里団地 D 105号、106号、205号、206号、305号、306号、405号、406号、505号、506号、605号及び606号	89,100円
桃里団地 D 201号、207号、301号、307号、401号、407号、501号、507号、601号及び607号	106,900円
青木団地 1号から3号まで、5号から7号まで、10号から13号まで及び16号から19号まで	14,000円
青木団地 8号、9号、14号、15号、20号から35号まで、37号から41号まで及び43号から46号まで	13,200円
藤ヶ丘団地 1号から3号まで、5号から24号まで	26,900円

及び 26 号から 37 号まで	
藤ヶ丘団地 38 号から 41 号まで及び 43 号から 74 号まで	27, 500 円
殿町住宅	36, 600 円
新横山住宅	36, 900 円
美里第 1 住宅 A 棟	34, 500 円
美里第 1 住宅 B 棟	34, 500 円
美里第 2 住宅 1 号館	16, 800 円
美里第 2 住宅 2 号館	16, 800 円
片野団地	36, 200 円
新沢田団地	20, 100 円
奥津団地	6, 400 円

津市告示第 1 4 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和 4 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

		〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 消除した年月日

令和4年1月25日

津市告示第 15 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、介護保険法第 78 条の 11 第 2 号の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人スマイルハート
- 2 事業所の名称
スマイルハート
- 3 事業所の所在地
津市広明町 253 番地
- 4 廃止年月日
令和 4 年 2 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 1 6 号

令和 4 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和 4 年 2 月 1 5 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 議長の選挙
- (2) 副議長の選挙
- (3) 議会運営委員の選任
- (4) 常任委員の選任
- (5) 専決処分の承認について
- (6) 専決処分の承認について
- (7) 専決処分の報告について
- (8) 専決処分の報告について
- (9) 専決処分の報告について
- (10) 財産の交換について
- (11) 財産の取得について
- (12) 訴訟の提起について
- (13) 令和 3 年度津市一般会計補正予算（第 1 3 号）

津市告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 22 年津市告示第 41 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大里野田町自治会

三重県津市大里野田町 401 番地 1

代表者 藤井 正博

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	村田 進 三重県津市大里野田町 546 番地 1
変更後	藤井 正博 三重県津市大里野田町 496 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 1 月 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 24 年津市告示第 204 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南出自治会

三重県津市白山町南出 296 番地 1

代表者 森元 克一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	栗原 ひとみ 三重県津市白山町南出 657 番地
変更後	森元 克一 三重県津市白山町南出 154 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 1 月 30 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 19 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、介護保険法第 85 条第 2 号の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社おがわ
- 2 事業所の名称
ケアライフなずな
- 3 事業所の所在地
津市緑が丘二丁目 10 番地 8
- 4 廃止年月日
令和 4 年 3 月 7 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 9 年津市告示第 1 6 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

三多気区

三重県津市美杉町三多気 3 9 0 番地

代表者 福永 正

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	福井 克典 三重県津市美杉町三多気 3 8 8 番地
変更後	福永 正 三重県津市美杉町三多気 3 3 2 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 1 月 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
一志町小山地内	1	令和 4 年 1 月 4 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 1 月 5 日
高茶屋小森町地内	1	令和 4 年 1 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 1 月 7 日
緑が丘一丁目地内	1	令和 4 年 1 月 7 日
久居駅前第 1 公共自転車等駐車場	5	令和 4 年 1 月 1 7 日
久居駅前第 2 公共自転車等駐車場	2	令和 4 年 1 月 1 7 日
アスト公共自転車等駐車場	1 0 6	令和 4 年 1 月 2 0 日
桜橋二丁目地内	1	令和 4 年 1 月 2 0 日
アスト公共自転車等駐車場	4 6	令和 4 年 1 月 2 1 日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	2	令和 4 年 1 月 2 1 日
津駅西口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 4 年 1 月 2 4 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 1 月 2 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 1 月 2 8 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 2 号

下記の者の固定資産税都市計画税督促状、市民税県民税督促状及び軽自動車税督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 4 年 2 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇	令和 2 年度市民税県民税督促状第 4 期、令和 3 年度市民税県民税督促状第 3 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	令和 3 年度市民税県民税督促状第 3 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇	令和 3 年度固定資産税都市計画税督促状第 1 期から第 3 期まで
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇	令和 3 年度市民税県民税督促状第 3 期
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	令和 3 年度市民税県民税督促状第 3 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	令和 3 年度市民税県民税督促状第 3 期
〇〇〇	〇〇 〇〇	令和 3 年度市民税県民税督促状第 3 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	令和 3 年度市民税県民税督促状第 3 期

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	令和 3 年度固定資産税 都市計画税督促状第 3 期、令和 3 年度固定資 産税都市計画税督促状 第 5 期（平成 3 0 年度、 平成 3 1 年度及び令和 2 年度賦課分）
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	平成 2 9 年度固定資産 税都市計画税督促状第 4 期
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期、第 4 期
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 4 期
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	令和 3 年度市民税県民 税督促状第 3 期、第 5 期（令和 2 年度賦課分）
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	令和 3 年度軽自動車税 督促状第 1 期

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

下記の者の差押調書謄本、債権差押解除通知書及び配当計算書謄本は、住所
居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２
２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和4年2月14日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇 〇 〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇 〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇	差押調書謄本及び配当

	○○○○○	計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○ ○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○ ○○ ○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○ ○○○○○ ○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○	○○ ○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○ ○○○ ○○○ ○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○○○○ ○ ○○○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	○○ ○○	配当計算書謄本及び債 権差押解除通知書
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○	配当計算書謄本及び債 権差押解除通知書
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○	○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○	差押調書謄本

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 10 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定により、津市森林整備計画を変更したいので、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により公告し、当該計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該計画変更の案に意見がある者は、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 4 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

津市白山庁舎 2 階 津市農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 日まで

津市公告第 1 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 4 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
白塚町	トイプードル	茶 長毛	オス	小	9 1 日 以上	首輪なし

2 抑留日 令和 4 年 1 月 2 9 日

3 抑留期間 令和 4 年 2 月 7 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 1 2 号

津市家庭児童相談システム更新及び運用等に係る業務について、次のとおり
プロポーザルを実施しますので、公告します。

令和 4 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

(1) 業務内容

ア 津市家庭児童相談システム更新業務

システム設計及び更新、既存システムのデータ移行、システムテスト等

イ 津市家庭児童相談システム保守サポート業務

システム保守業務、システム運用サポート業務等

ウ 津市家庭児童相談システム機器等賃貸借

ハードウェアの調達・設置等

(2) 履行期間または契約期間

ア 津市家庭児童相談システム更新業務

契約締結日から令和4年9月30日まで

イ 津市家庭児童相談システム保守サポート業務

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで(長期継続契約)

ウ 津市家庭児童相談システム機器等賃貸借

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで(長期継続契約)

(3) 提案見積限度額

15,048,000円(履行期間または契約期間全体の総額(消費税及び地方消費税を含まない))

2 参加資格要件

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税(支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在

地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(4) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(8) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年訓76号)別表に該当しないこと。

3 プロポーザル実施スケジュール

実施の公告 (実施要領の公表)	令和4年2月4日(金)
質問書の提出期限	令和4年2月10日(木)
質問書の回答	令和4年2月15日(火)
参加申込書類の提出期限	令和4年2月17日(木)
参加資格審査結果通知	令和4年2月18日(金)
企画提案書等の提出期限	令和4年2月25日(金)
第1次審査選定結果通知	令和4年3月4日(金)
第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングの審査、最優先候補者の選定)	令和4年3月28日(月)(予定)
最優先候補者決定	令和4年3月29日(火)

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、津市家庭児童相談システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者(以下「最優先候補者」という。)として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価を受けた企画提案書の提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市家庭児童相談システム更新及び運

用等に係る業務プロポーザル実施要領」による。

津市公告第 1 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

令和 4 年 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 4 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 2 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			地 積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用 途 区 分	
大 字	字	地 番			変更前	変更後
美杉町 八知	庄屋田	1347番2	349	349	農地	農業用施設 用地

津市上下水道事業告示第 2 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 4 号の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 2 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
田中設備工業株式会 社	津市高茶屋小森町 2 2 3 2 番地 4	令和 3 年 1 2 月 2 3 日

津市上下水道事業告示第 3 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 2 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社ヤマダ設備工業	四日市市南富田町 4 番 3 6 号	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
I・T 住設	松阪市五主町 1 0 9 8 番地	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
前田配管	鈴鹿市神戸三丁目 9 番 2 1 号	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
株式会社トリプルエム	松阪市駅部田町 4 0 0 番地 1	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
中村水道	松阪市上川町 4 1 9 番地	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
株式会社トータルプランニング	鈴鹿市神戸二丁目 3 番 3 4 号	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
有限会社前川組	津市芸濃町棕本 5 1 1 0 番地	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
有限会社河村設備	亀山市木下町 5 2 2 番地	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
株式会社村山設備	亀山市太岡寺町 1 0 番地	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
スガコー建設株式会社	名張市夏見 2 2 7 0 番地 1	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
若林商店	津市高野尾町 4 9 6 3 番地 1 1	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
ヤマナカ電化サービス	津市美杉町石名原 1 8 1 5 番地 3	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
大管工業有限会社	松阪市大黒田町 1 2 6 5 番地	令和 9 年 9 月 2 9 日まで
藪建設株式会社	津市大里睦合町 2 5 2 2 番地	令和 9 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業告示第 4 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 2 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社たかはし設備	北牟婁郡紀北町船津 1 0 9 5 番地	令和 4 年 1 月 1 7 日から令 和 9 年 1 月 1 6 日まで

津市監査委員告示第 1 号

令和 4 年 1 月 1 9 日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づく監査の結果を、令和 4 年 1 月 3 1 日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和 4 年 2 月 4 日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	西	山	み	え

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和4年1月20日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 弁護士 村 田 正 人

3 請求の要旨

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和4年1月21日付けで提出された訂正申立書の内容から、本件監査請求の要旨は、次のとおりであると理解した。

- (1) 津市が相生町自治会との間で締結した資源物持ち去り防止パトロール業務委託契約を、民法第96条の詐欺によりすべて取消したうえで、原状回復請求権を行使して騙取された5, 284万5, 015円の全額を支払えと田邊哲司に請求しないで放置していることは、財産の管理（不当利得返還請求権の行使）を怠る事実であるので、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づき、当該怠る事実を改めること及び当該怠る事実によって津市が被った損害を補填するために必要な措置、すなわち、相生町自治会との間で締結した資源物持ち去り防止パトロール業務委託契約を、民法第96条の詐欺により、すべて取消したうえで、原状回復請求権を行使して、田邊哲司に対し、騙取した5, 284万5, 015円の全額を支払えと請求せよとの監査を求める。
- (2) 監査委員が行う監査に代えて、津市と契約を締結した外部監査人が行う個別外部監査（法第252条の27）を求める。その理由は、本件監査請求は、優れて法的見識が必要な監査請求であり、法律専門家である弁護士など、法的専門家による監査が必要であるからである。

第2 監査の結果

住民監査請求は、同一事件について、二個以上の請求がなされた場合でも、「請求者が異なる以上「一事不再議」の原則を援用することはできないが、すでに行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨請求者に通知すれば足りる。」（昭和34年3月19日行政実例）とされている。

本件請求は、請求人、請求時期、請求件名は異なるものの、請求人が代理人となり、市民19人から令和3年6月15日付けで提出のあった住民

監査請求の一部と実質的には同一の内容となっており、既に同年7月21日付けで、「請求人の主張する請求方法と金額に差異はあるものの、当該差異は、損害賠償請求するに当たって、市が資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約により利得した額を損益相殺したことによるものであり、津市長は、市が被った損害額を合理的に算出し、資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約に係り発生した損害を補填するための措置を講じていることには変わりがない。そうすると、本件監査請求の対象とした財務会計行為としての財産の管理を怠る事実が、監査期間中に消滅したことになり、本件監査請求についても理由はなくなることから、本件監査請求については、棄却せざるを得ない。」との監査結果を、代理人である請求人にも通知している。

したがって、本件請求につき改めて監査を行う必要はないものと判断した。

なお、請求人は、法第252条の27の規定に基づき、個別外部監査による住民監査請求を求めているが、法第252条の43第1項において、「第242条第1項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通公共団体の住民は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。」とされている。

しかしながら、津市は、外部監査契約に基づく監査に関する条例を定めていない。よって、津市民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めることはできず、請求人の求めには応じられないことを申し添えておく。

以上